

平成 21 年度 幸区区民会議 第 5 回 安全・安心・生きがい部会

開催日時 平成 21 年 10 月 1 日 (木) 午後 6 時 30 分 ~ 8 時 40 分

会 場 幸区役所プレハブ会議室

参加委員

専門部会 A 委員：松世部会長、三浦副部会長、荒井委員、猪股委員、高瀬委員、萩原委員、
安岡委員

事務局：(企画課) 渡邊課長、高相課長補佐、蓬田課長補佐、小出主査、齊藤職員、小俣職員
(地域振興課) 金子主幹

議 題 1 自転車通行のルール・マナーについて

2 次回の部会について

~ 川崎駅東口での歩行者・自転車の安全な通行環境の社会実験見学 ~

3 あいさつ運動について

4 その他

開会

司会：渡邊課長

配布資料の確認を行いました。

会議公開について説明し、了解を得ました。

議事

進行：松世部会長

開会あいさつ・これまでの経過の振り返り

松世部会長が、8 月に開催された全体会議での部会の検討状況報告に対して出された意見の内容等について振り返りました。

1 自転車通行のルール・マナーについて

地域振興課地域安全担当金子主幹が自転車通行のルールやマナー、幸区の状況等について、資料 1 に沿って説明しました。主な内容は以下のとおり。

幸区の現状について (資料 1 - 2、1 - 3)

- ・平成 19 年度の区民アンケート調査の設問「地域の課題・問題点と思うもの (複数回答)」に対する回答の中で、「自転車利用のマナーが悪い」が回答率 47.2% で 1 位となっている。
- ・自転車は危険性も指摘される一方、大変便利なものであり、現在の区民の生活から切り離しができないものとなっている。マナーを改善し、危険を無くすには、区民の生活習慣を変えていかざるをえない面がある。
- ・幸区内の交通事故の 35%、およそ 3 件に 1 件は自転車が絡んだ事故となっている。県平均は 22.2% であり、自転車事故の占める割合が高い地域である。また、県内の自転車事故発生率の 1 位はここ数年、毎年幸区の隣の川崎区となっている。
- ・事故が発生する場所は様々だが、ほとんどが交差点である。

幸区の自転車マナー啓発の取り組みについて (資料 1 - 4)

- ・子どもから高齢者まで様々な世代を対象とした交通安全教室を開催している。
- ・区内の小学校 3 年生を対象として毎年、交通安全教室を開催し、川崎市・神奈川県警察の自転車安全運転者証を発行している。
- ・区内の児童は 3 年生時に必ずこの教室を受けることになっていて、基本的な自転車の交通ルールについては知っているはずである。学校で教室を開催する際は、必ず P T A の方々にも関わってもらうようにし、保護者を含めた大人の交通理解の促進にも努めている。我々からも毎回「保護者の方々がルールを守らないと、お子さんも守らない」という話をしている。
- ・中高生を対象とする交通安全教室はあまり開催されていない。昨年は区 P T A 協議会からの要望を受けて、2 回開催した。
- ・高校生の自転車運転マナーが悪く、並進、携帯電話や傘の「ながら」走行、無灯火、二人乗りなど、悪い乗り方の見本になっているという声がある。警察から注意などもしているが、その場限りになってしまうことが多い現状がある。

自転車通行ルールについて（資料 1 - 5）

- ・神奈川県警は「車道通行」「左側通行」「歩道走行の際は歩行者優先」「安全ルールを守る」「子どもはヘルメット着用」の「自転車安全利用五則」をアピールしている。
 - ・自転車に対する注意は行われているが、取り締まりは実際には行われていない現状がある。
 - ・無灯火走行、子どものヘルメット未着用は多い。これを当たり前に変えていく必要がある。
 - ・交差点での一時停止・安全確認のルールはあるが、止まらない人が多い。これは自転車が再スタートに力があるという特性があることも影響しているのでは。必ず止まるようになれば、事故は 8 割くらいなくなると個人的には感じている。
 - ・本当に事故を無くすには、自転車を免許制にしたり、事故責任をもっと明確にしていくことなどが必要だと感じている。
 - ・昨年 6 月 1 日づけで道路交通法が一部改正され、自転車の歩道通行に関する規制の緩和が行われた。また、子どものヘルメット着用は保護者の努力義務とされた。
- 自転車の加害事故と賠償責任について（パンフレット「軽く見れない 自転車の加害事故。」）
- ・自転車の交通事故で数千万、数百万の賠償金が発生した事例がある。こうしたことをもっと知ってもらい、ルールを守る大切さを訴えていきたい。
 - ・ルールを知り、注意している方と、「俺は大丈夫だ」と思っている方ではかなりの違いがでる。車の飲酒運転のように、罰則を強くしていくことも必要なのではないか。
 - ・自転車の点検・整備と事故の際の補償がセットになった「T S マーク」という制度がある。この制度はあまり知られていないのでは。

違法駐輪問題、駐輪場の整備等について

- ・例えばラゾーナ周辺には地下に有料で 800 台、住宅棟、地下の定期利用の駐輪場などがある。南河原中学校脇の駐輪場は、以前は無料だったものが、最近有料になった。駐車場の入り口のスロープ周辺にも駐輪場がある。計 5 箇所、4000 台以上の駐輪場があるのですが、周辺道路に常に 100 台以上が違法駐輪されている。ラゾーナの利用客だけではなく、駅の利用者がかなり駐輪場を利用していると思われ、違法駐輪の原因にもなっていると考えられる。
- ・ミュージア脇には公営の駐輪場がある。ミュージアの中にも 3 時間まで無料の駐輪場があり、2 段式になっているが、上段に自転車を乗せるにはかなり力があるためか、利用率が低くなってしまっている。買い物用のかごや子供用の器具がついていると上段へ乗せるのはほとんど不可能であり、駐輪

場の作り方があまりよくなかったのではと感じる。

- ・駐輪場はかなり整備されているが、利用されていない箇所も多い。便利な所から使われている。
- ・新川崎駅周辺では、7箇所3000台分の駐輪場が整備されているが、まだ足りないとの意見が寄せられている。また鹿島田駅では1100台分、尻手駅では600台分の駐輪場が整備されているが、こちらは、新川崎駅ほどの苦情はきていない。
- ・違法駐輪は1台置かれていると、「私も置いても良いだろう」という心理が働く。撤去は一度に全て撤去しないと効果があがらない。お金をかけても、自分たちの責任で、駐輪場に駐輪する意識を育てていく必要がある。

質疑・意見交換

(高瀬委員) 私は子ども産んだことをきっかけに、自転車に乗らないと決めて以来、40年以上自転車には乗っていませんが、例えば、自転車と車の接触事故があった場合、どのような場合でも車の方がより大きな責任を取るようになるかと聞いています。自転車が本当に悪い場合などは、全て自転車側に責任を持たせるようなことはできないのでしょうか。

(三浦副部長) 裁判で、過失相殺で割合を調整していくのが通常です。自動車側の責任がゼロになるのは、よっぽどの場合でないとありません。

(金子主幹) 例えば、高速道路などの車専用道路に自転車で飛び出したなどの極端な事例でもない場合、自動車側は、前方不注意などなんらかの責任を負うことになるのが通常です。自転車側が酔っていて、急に車道に倒れこんできてひいてしまった場合でも、なかなか過失割合が100対0ということにはなりません。

(高瀬委員) 子どものうちから、ルールを守る意識を育てていくのが大切だと思います。子どもを乗せたまま、平気で赤信号をわたる親が多く、なんとか徹底できないかなといつも考えています。

(金子主幹) 最近、子どもを乗せても良い自転車という商品が売り出されており、電動式もあるのですが、まだ値段も高く、なかなか普及していません。3人乗っても安定した走行が可能な自転車です。区民祭などで展示をして、アピールをしていきたいと考えています。

(松世部長) 自転車も車と同じように「止まれ」などの交通標識を守らなくてはいけないのですね。私は普段そんな意識をせずに自転車に乗ってしまっていました。

(金子主幹) 車に対する規制がそのまま自転車にも適用されるのが基本です。一方通行の道路も本来は自転車も逆走してはいけません。通行するには自転車を押して歩く必要があります。

(三浦副部長) 交通標識の下に「自転車は除く」と記載がない場合はすべて適用されるということです。

(松世部長) 車の免許を持っていない方は道路標識の意味などあまり理解できず、ルールを全く認識せずに乗っているのではないのでしょうか。免許を持っていない方にルールをわかりやすく伝える方法を考えていく必要があると思います。

(高瀬委員) 自転車を買うときに販売店から啓発資料を渡すことはできないのでしょうか。

(三浦副部長) 良いアイデアだと思います。防犯登録や二重ロックなどの啓発は自転車屋さんで行っているようですが、合わせて交通ルールの啓発もしてもらえると良いですね。携帯電話のマナーについても、携帯ショップで機器の販売の際にアピールできると良いと思います。

また、最近はヘッドホンなどをしながら、自転車に乗っているのをよく見かけるのですが、あれば違反になるのでしょうか。

- (金子主幹) 運転の際に払うべき周囲への注意の妨げとなるようであれば、違反ということになります。厳密に証明するのは難しいかもしれませんが、注意はできると思います。
- (三浦副会長) 資料1-2の「自転車利用に関する道路交通法周知の度合い」57.2%というのは、どういう調査なのでしょう。
- (事務局) 区民アンケートの中の一項目として、チェックをしているだけの調査結果です。道路交通法の中身まで、どのくらい知られているかはこの調査だけではわかりません。
- (三浦副会長) 自転車事故の加害者の年齢層に特徴などはあるのでしょうか？
- (金子主幹) 警察署がデータをもっているのですが、現状では把握していません。
- (三浦副会長) 自転車が通行可能な歩道への表示というのは、どのくらいの割合でどのように行われているのでしょうか。
- (事務局) 自転車が歩道を通っても良い場所という交通標識と、自転車通行帯を示した路上のシールや色分けなどは性格が異なります。例えば東芝前などでは完全に通行帯が分けられ、標識が出ています。小倉の方の尻手黒川線にもあります。ラゾーナの西口などではシールが地面に貼られ、自転車通行帯を示しています。
- (松世部会長) 標識がない場合は原則としては車道を走るということですね。
- (事務局) 自転車通行帯が示されていない場合でも、自転車と歩行者の交通標識が出ている箇所では、自転車は歩道を通行できますが、歩行者優先で車道寄りをするということになっています。それ以外の場所では原則としては、車道を通行することになりますが、先ほど説明があったように道路交通法の改正で子どもや高齢者、交通状況からやむをえない場合などは歩道通行が可能になりました。
- (猪股委員) 車道の一番外側の白線と歩道の間、そこを自転車が走らなくてはいけないんだと聞いたことがあるのですが正しいのでしょうか？
- (事務局) そこは路側帯だと思います。自転車は路側帯ではなく、車道を走行するということです。
- (猪股委員) 私が聞いたことはまちがだったんですね。
- (萩原委員) 私も路側帯の部分が自転車通行場所だと思っていました。間違っていたんですね。路側帯は確かに路面状況が悪いことがあります。
- (猪股委員) 私は自宅から区役所までよく自転車で来るのですが、左側通行を守るようにしています。しかし、自転車で逆走してくる人が多く、すれ違いの際にいつも怖い思いをします。若い世代の人が多いように思います。
- (金子主幹) 国道などの大きな道路を逆走する自転車利用者もいます。非常に危険です。
- (荒井委員) 区民アンケートの調査は経年変化などが追えるものになっているのでしょうか？
- (事務局) 区民アンケートでの質問項目は、経年変化を追うために固定している項目と、そのときどきで内容を検討して変えている項目とがあります。
- (荒井委員) 区民アンケートで時々でも自転車の交通ルールやマナーに関する設問を設けることができれば、経年調査ができるとともに、啓発の効果もあると思います。自転車の事故責任をもっと区民に認識してもらうことが、マナー改善への一歩だと思います。自転車が加害者になりうることや、その危険性などをアピールしていきたいと思います。自転車をめぐる様々な問題は、通行環境整備などの長期的な課題と、マナーなどの短期的な課題と分けて検討していく必要があります。
- (事務局) 区民アンケートは毎年実施していますが、今年度は既に調査項目も固まり現在調査を実施中です。来年度については、どのくらい反映できるかわかりませんが、検討に入れることはできます。

2 次回の部会について

- ・ 事務局が、資料 2 に基づき、次回の部会の開催案を説明した。
- ・ 次回は川崎駅東口で 11 月に実施予定である自転車の安全な通行環境の社会実験の現場を見学し、その後現地周辺で会議を行う案が示され、委員に了承された。
- ・ 部会開催予定日である 11 月 12 日（木）が国民の祝日になる可能性があり、祝日になった場合の予備開催日について調整し、11 月 11 日（水）午後を予備開催日とした。
- ・ 事務局が、資料 2 に基づき、「自転車の安全な通行環境の社会実験」の予定されている内容等について説明した。

3 あいさつ運動について

- ・ 事務局が、資料 3 - 1 に基づき、あいさつ運動についてのこれまでの検討の経緯、具体取り組み案の検討に向けたまとめを説明した。
- ・ 事務局が資料 3 - 2 に基づき、社会を明るくする運動、塚越中学校区教育会議ひと声あいさつ運動標語、小倉小学校 P T A 立て看板、かながわ安全・安心まちづくり「標語」「ポスター」コンクールなど連携等が考えられる既存の区内の取り組みについて説明した。
- ・ 事務局が資料 3 - 3 に基づき、幸区あいさつ運動アクションプランの案を説明した。社会を明るくする運動や県のあいさつ一新運動の強化月間である 7 月に合わせて、来年度から区民会議委員や関係各団体が働きかけや運動実施を行う案である。標語等は県のコンクール等への応募を推進する案が示された。

意見交換

- （松世部会長） 既存の活動を活かして、区民会議としての働きかけができると思いいます。運動をさらに盛り上げて行きたいです。社会を明るくする運動は区内 100 団体以上が関わっている団体ですので、そこと連携するのはとてもよいと思います。
- （三浦副部会長） 大手の量販店などの協力も得られるとよいかと思います。ぜひ商店街関係にも重点をおきたいです。あいさつ運動が広がれば、以前も検討していた万引き防止などにもつながります。各店舗のレジのところなどあちこちに、あいさつ運動推進の表示ができれば良いと思います。
- （松世部会長） 県のあいさつ運動は毎月 1 日が推進日となっているようですが、区としてもこれに合わせて展開していけると良いと思います。
- （荒井委員） 塚越中学校区の教育会議の事例はとても良い事例ですね。同じような活動が他の学校区の教育会議にも広がっていくと良いなと思いました。
- （事務局） すでにさまざまな団体が、あいさつ運動に取り組んでいます。それぞれのやり方があるので、その自主的な取り組みを尊重したほうがよいのではと思います。また新たな運動の流れをつくるのではなく、これらを尊重しながらまとめていき、盛り上げていく方向が良いだろうと考えます。事例集をつくって、良い活動を紹介するという話もありましたが、いかに盛り上げていくかが鍵です。強調月間など P R を集中的にやると、効果がより見えてくると思います。各活動の担い手にも、区全体に自分たちの活動がつながっていることや、全体の盛り上がりを感じていただけるようにもっていきたいです。

(荒井委員) 本当に良い活動をされている例があるのですが、外への発信という面で、これまでは少し弱かったのかなと思います。学校のあいさつ運動でも校内のみでなく、外に対してのアピールを強化したいです。キャンペーンで目に見える形をつくっていくことが重要です。社会を明るくする運動の強調月間を捉えて実施できれば、継続性もあるのではないのでしょうか。

(松世部会長) あいさつひとつで防げる犯罪は、本当にあると思います。ぜひ区全体の運動としていきたいです。

4 その他

- ・ 事務局から別紙配布チラシに基づき、自治推進委員会講演会の案内があった。
- ・ 11月12日に開催される幸区防災フェアの案内があった。講演会はこれまでとはちょっと趣向を変え、歯科医師会の方に講演をいただき、阪神大震災で、避難所で高齢者への入れ歯提供など歯科医師会が協力した話などしていただく予定である。
- ・ 幸区内で新手の振込み詐欺の未遂事件があったことが報告された。幸警察署を名乗り、「あなたのカードが詐欺にあったので、回収に伺いたい」という手口である。東小倉で発生し、未遂に終わったがその後、幸警察署管内で何件か似たような電話があったようである。

(以上)